

新旧表

改正案	現行
子育てグリーン住宅支援事業補助金（GX 志向型住宅） 交付規程 制定 2025年3月31日 改定 2025年5月2日 第1条～第3条 （略） （交付の申請） 第4条 別紙2に定める住宅省エネ 2025 キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録申請書を本事務局に提出し登録を受け、子育てグリーン住宅支援事業（以下「本事業」という。）に参加申告をした事業者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする場合、別紙2に定める交付申請書及び基礎工事完了確認書に本事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、別に定める時期までに本事務局に提出しなければならない。 2 （略） 第5条～第6条 （略） （交付の条件） 第7条 補助金の交付の決定には、補助事業者に対して、次の条件が付されるものとする。 一～四 （略） 五 補助事業者は、前号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を除き、当該住宅の引渡し等が完了した後、本事務局が定める完了報告に必要な添付書類（以下「完了報告書等」という。）を添えて、別に定める期日までに本事務局に提出し、完了報告を行わなければならない。	子育てグリーン住宅支援事業補助金（GX 志向型住宅） 交付規程 2025年3月31日 （新設） 第1条～第3条 （略） （交付の申請） 第4条 別紙2に定める住宅省エネ 2025 キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録申請書を本事務局に提出し登録を受け、子育てグリーン住宅支援事業（以下「本事業」という。）に参加申告をした事業者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする場合、別紙2に定める交付申請書及び工事出来高確認書に本事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、別に定める時期までに本事務局に提出しなければならない。 2 （略） 第5条～第6条 （略） （交付の条件） 第7条 補助金の交付の決定には、補助事業者に対して、次の条件が付されるものとする。 一～四 （略） 五 補助事業者は、前号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を除き、当該住宅の引渡し等が完了した後、本事務局が定める完了報告に必要な添付書類（以下「完了報告書等」という。）を添えて、別に定める時期までに本事務局に提出し、完了報告を行わなければならない。

新旧表

六 補助事業者は、本事務局が別に定める期日までに、新築住宅の工事において一定の出来高に到達したことを本事務局に報告しなければならない。ただし、当該期日までに前号に定める「完了報告書等」が提出されている場合は、この限りでない。 七 補助事業の遂行及び収支の状況について、本事務局の要求があったときは速やかに遂行状況を本事務局に書面をもって報告しなければならない。 八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく本事務局に報告しなければならない。 九 本事務局は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。 十 本事務局は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を本事務局に納付させることができる。 十一 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）又は本事務局から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。 第8条～第14条（略） （交付決定の取消し等） 第15条 本事務局は、第7条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に	（新設） 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、本事務局の要求があったときは速やかに遂行状況を本事務局に書面をもって報告しなければならない。 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく本事務局に報告しなければならない。 八 本事務局は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。 九 本事務局は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を本事務局に納付させることができる。 十 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）又は本事務局から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。 第8条～第14条（略） （交付決定の取消し等） 第15条 本事務局は、第7条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に
--	---

新旧表

係る部分については、この限りではない。 一～七 （略） 八 出来高到達報告期限内に本規程第7条第六号に規定する出来高到達報告が確認できない場合 第16条～第20条 （略） （電子情報処理組織による申請等） 第21条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、同条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同条第五号の規定に基づく完了報告、同上第六号の規定に基づく出来高到達報告、同条第七号の規定に基づく状況報告、同条第八号の規定に基づく名称変更等の報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく実績報告、第11条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第13条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第2項の規定に基づく取得財産等の報告、第19条第4項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第20条第2項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、本事務局が定めた場合に限り電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 附 則 この規程は、2025年3月31日から施行する。 附 則 この規定は、2025年5月2日から施行する。 別表 （略） 別紙1 （略） 別紙2	係る部分については、この限りではない。 一～七 （略） （新設） 第16条～第20条 （略） （電子情報処理組織による申請等） 第21条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、同条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同条第五号の規定に基づく完了報告、（新設）同条第六号の規定に基づく状況報告、同条第七号の規定に基づく名称変更等の報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく実績報告、第11条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第13条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第2項の規定に基づく取得財産等の報告、第19条第4項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第20条第2項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、本事務局が定めた場合に限り電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 附 則 この規程は、2025年3月31日から施行する。 （新設） 別表 （略） 別紙1 （略） 別紙2
---	--

新旧表

交付規程様式等		交付規程様式等	
様式 1	住宅省エネ 2025 キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録	様式 1	住宅省エネ 2025 キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録
申請書		申請書	
様式 2	子育てグリーン住宅支援事業交付申請書	様式 2	子育てグリーン住宅支援事業交付申請書
様式 3－1	子育てグリーン住宅支援事業共同事業実施規約 【新築用】	様式 3－1	子育てグリーン住宅支援事業共同事業実施規約 【新築用】
様式 4	子育てグリーン住宅支援事業交付決定通知書	様式 4	子育てグリーン住宅支援事業交付決定通知書
様式 5	子育てグリーン住宅支援事業実績報告書（兼、請求書）	様式 5	子育てグリーン住宅支援事業実績報告書（兼、請求書）
様式 6	子育てグリーン住宅支援事業交付額確定通知書	様式 6	子育てグリーン住宅支援事業交付額確定通知書
様式 7	子育てグリーン住宅支援事業取り下げ申請書	様式 7	子育てグリーン住宅支援事業取り下げ申請書
様式 8	子育てグリーン住宅支援事業財産処分承認申請書	様式 8	子育てグリーン住宅支援事業財産処分承認申請書
様式 9	子育てグリーン住宅支援事業工事出来高確認書	様式 9	子育てグリーン住宅支援事業工事出来高確認書
様式 10	子育てグリーン住宅支援事業基礎工事完了確認書	(新設)	